

令和3年度 第1回中野市環境審議会 会議録

1 日 時

令和3年6月29日（火） 午前10時55分から午後0時20分まで

2 場 所

中央公民館3階 講堂

3 出席者

【審議会委員】

小林之美委員、佐野啓明委員、黒岩徳治委員、鈴木富夫委員、佐々木真委員
丸山松良委員、小澤美津恵委員、丸山久治委員、津金裕子委員、吉越祐一委員
山岸恒夫委員、小林直子委員

【事務局（くらしと文化部環境課）】

竹前くらしと文化部長、秋元環境課長、酒井環境課長補佐、環境係綿貫主査

【砵区安定型最終処分場事業者】

飯山陸送株式会社3名

4 傍聴者

なし

5 内 容

- (1) 開会
- (2) 環境審議会の概要説明
- (3) 会議事項
 - ① 正副会長の互選について
会長に佐野啓明委員、副会長に佐々木真委員がそれぞれ選出されました。
 - ② 砵区安定型最終処分場事業計画に対する意見について

【会 長】

それでは、会議事項（2）の砵区安定型最終処分場に対する事業計画を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事 務 局】

現地視察に引き続いて、事業者にご出席をお願いしておりますので、直接説明等をお願いしたいと思います。

【事 業 者】

視察時の説明に対する補足説明

【会 長】

それではただいまの説明に対してご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

最初に事務局に確認したいが、資料として前回の審議会意見と、市長が県に対して提出した写しがある。その中で、審議会の意見として提出した「水質検査を定期的かつ確実に実施するとともに、処理施設等から発生する臭いが周辺地域に拡散し、不快な思いをさせないように努めること」という一文が抜けているのはなぜか。

【事務局】

市長意見といたしまして、「事業の実施にあたり、生活環境の保全に支障をきたすことがないように、公害の発生を未然に防止すること」と、言い換えて提出しています。

【委員】

なぜ言い換えたのか。

【事務局】

生活環境の保全と公害の発生を未然に防ぐという形で、この内容が網羅されていると判断しました。

【委員】

今日これから審議しますが、それを環境審議会の意見として提出します。その後事務局と正副会長がすり合わせして、最終的な審議会の意見としますが、それが市長の意見としたときに変わってしまうのでは、あまり議論する必要がないのではないか。

【事務局】

今回出されたご意見に対して、そのとおり市長意見として網羅するように、事務局の方で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】

先ほど現地を見せていただきました。受入れは県内がほとんどで、県外からは、たまに搬入されるというような話でしたが、どこからどんなものが搬入されたという記録は残していますか。

現状、基準や規則に合わせて管理され、その法律には間違ってることはないと思いますが、これまでを見ると、法律自体が変わっていきます。以前、問題なかったものが問題になるということはよくあることで、あるときになると、これは危険だ。というものが出てくるということは、十分あることだと思います。

どこから出てきたものが、どの辺りに処分されてるかという記録を持っていると、後世の人がそれを除去しようと思えばできますが、記録がないと広い埋立地を全部探さなければならない。何か記録できる方法があればいいと感じました。

それから、今回は安定型最終処分場の面積が広がるということを見せていただきましたが、管理型最終処分場は、非常に立派なシートで覆っていただいて、いいものができるように拝見しました。それで、例えば中野市のごみ焼却場に出てきた焼却灰は投入されますか。もしくは、灰は一旦別の事業者でコンクリート建材などに利用するのでしょうか。その場合、その建材等として使われたコンクリートは、最終処分場と

してはどういう処分されるのか教えていただきたい。

【事務局】

2点目の方からお答えいたします。東山クリーンセンターの焼却灰につきましては、半分をコンクリートの材料、もう半分は大俣の最終処分場へ埋め立ててるという形になっており、コンクリートのがれきになったものは、安定型処分場へ埋め立てると考えております。

【会長】

続いて受入れたものの記録についてお願いいたします。

【事業者】

記録でございますが、現状は毎年必ず1回、我々のような施設は最終処分場に限らず、焼却施設から破砕施設全てに至るまで前年度分の4月から3月までに、どれだけのお客様が、どういった品目をどれだけの数量を搬入したのかを、受け入れ側の我々が報告する義務がございます。

それは実績報告という制度で、必ず毎年やらせていただきます。したがって、何年度に安定型最終処分場に、誰が搬入したかということは、その記録をたどれば確認することは可能でございます。

それからどの位置にどのごみが、誰のものが埋め立てられているかという部分につきましては、特定できるような形の記録はありません。ただ、先ほどご説明した石綿建材。これだけは法律で定められておまして、どこに埋めたかきちんと記録に残しておく制度になっており、現状を記録させていただいております。

したがって、量、誰が、いつ何年度にというものは記録でわかるということです。石綿建材につきましては、今の広い安定型処分場の中のどの位置に入っているというのも、ご質問を受ければ「この位置です。」ということがご説明できる形になっております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

続けてあと二つだけよろしいでしょうか。

もう一つ非常に心配されるものとしては、放射線の混じったもの。これが、さっきの、焼却灰と同じように、コンクリート建材かなにかに混入されて、搬入されてくるというような可能性はありますか。

放射能のチェックを行っているか教えていただきたいのが一つ。それから次は、先ほど千曲川との高低差の話で38mm、40mmほどの雨に対しては、問題なかったという話を伺いましたが、これから先考えると、時間雨量100mmという豪雨も十分予想されるので、何があるかわからない。そこで定期的に地元の方と、年一回避難訓練のようなもので、意思疎通を図りながら万が一に備えていただくことができれば、とてもよ

と思うので、ぜひご検討いただきたいと思いました。以上でございます。

【会 長】

三つあったと思いますけれども、お願いいたします。

【事 業 者】

放射能の件でございますけれども、2011年大変なことがありました。その時に私どもと市環境課で、受け入れ体制につきまして、豊津とそれ以外の区長さんの前で説明申し上げ、放射性物質を含む廃棄物については明確に定めております。

ただ、実際ある程度年数が経過した中で、まず安定型の現状についてですが、放射能が検知されたことはほとんどありません。今日ちょうどご覧いただいた管理型ですが、この管理型に入ってくるものは、より濃縮されたものが入ってきますので、放射能に汚染されているということはある話であります。管理型に入るものについては全て事前に、ダンプにサーベイメーターを必ず当てております。空間線量を測る機器ですが、空間線量から放射能濃度を測定できる形をとっています。

搬入してくるダンプ、安定型の話ではではないですが、管理型に搬入してくるダンプ、特に県外のものについては必ずサーベイメーターを当てています。

それからもう一つおっしゃるように、周りの住民の方に迷惑をかけてはいけないので、処分場の敷地境界では、空間線量を定期的に測定しております。先月長野県との打ち合わせで、3ヶ月に1回は空間線量を測定することになりました。実際のところは、私どもの施設は大体0.06マイクロシーベルト程度です。通常のコクリート施設が0.08マイクロシーベルト。むしろコクリート施設の方が高いくらいですが、私どもも従業員を抱えており、自衛しなければいけないところもありますので、空間線量も必ず測定しております。

安定型は特に県外のものは今ほとんどなく、あっても県外のものには、必ずサーベイメーターを当てますので、未然に防ぐことは可能です。

【委 員】

普通に測ると0.02マイクロシーベルトとか、0.04マイクロシーベルトというのがこの辺は普通ではないのか。

【事 務 局】

市でも毎月測定しておりまして、測定場所は、中野市役所と豊田支所の2箇所です。

環境課でサーベイメーターを用いて測定し、大体0.04から0.06マイクロシーベルト。一年で平均すると大体0.05マイクロシーベルト/hとなっております。

飯山市も調べてみたところ、0.04から0.06マイクロシーベルトとなっておりますのでほぼ同様であると考えます。

被ばく量として国の基準では、0.19マイクロシーベルト/h。これを超えると少し問題になってきますが、それ以下ですので特段の問題はないと認められます。

【会 長】

ありがとうございます。

あと、出されたのは、千曲川との高低差で、地元の人と、豪雨を想定した避難訓練等考えているかということだったと思いますが、よろしいですか。

【事業者】

先ほど地元の人と相談するよう言われましたが、美化運動を地元区と行っております。1ヶ月に2回、現況写真を撮りまして、問題があれば地元区を含めて会議を開催してるという状況でありますので、地元の人とはコミュニケーションがとれております。

【委員】

その際、避難訓練という観点を少し入れてもらいたい。

【事業者】

その話は、あまり出たことはありませんでした。これまではパトロールと清掃に力を入れてやっております。

それで避難訓練をやることになれば、どういう形で行うか。相談をしなければなりません。

【委員】

この道路の清掃や補修する際、100mmの豪雨が降ったという想定で、あらかじめ設定した避難経路を清掃するなど工夫すればよいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいということです。

【事業者】

わかりました。

【会長】

要望です。また昨今このような状況ですので、どんなことがあるかと、お見受けしたところ施設の下にはリンゴ畑、作物などあったような気がします。そういったところへ出かけられていてってということも考えますし、集落はないですか。

【委員】

あります。ちょうどこの谷筋をいったところが、集落です。

【会長】

集落もあるということで、ぜひまた要望ですので考えていただいて、実行してください。

【事業者】

当然私どもの施設もありますし、中野市の市道もあります。したがってこの時には、我々もそうですし、連携ということも含めて、打ち合わせをしつつ地元の方にも周知していくということは、忘れずに検討させていただきます。

【会長】

ぜひ、お願いいたします。他には。

【委員】

何年かぶりに行かせていただき、最初に見せていただいた、今回嵩上げする部分のごみについて、置いてあるものが大分変わったような気がしました。

前回、5年ほど前に見せていただいた際は、レストランなどから出た袋みみたいなものがたくさんありました。それが今回は、プラスチックのパイプやコンクリートくずなどがありました。その中で、プラスチックみみたいなものを一旦燃やしてから埋め立てた方が、かさが減るのでいいような気がします。前は食物を入れた袋のようなものがたくさんあったことから、なぜこれをそのまま埋めてしまうんだろう。焼却灰にするなど、かさを減らせばいいのにと思いました。

今回は大きな、プラスチックのものがたくさんあったので、かさを減らしてから埋め立てた方が、よほど処分場の寿命が延びると思います。処分場に搬入するものほどのように投入するのか、知りたいと思いました。

【会長】

5年前とだいぶ変わってきているようですが、そのあたりを説明をお願いします。

【事業者】

最終処分場は、「埋め立てしなければならぬものを埋める。」ということが基本でございませう。当方の施設には燃やす施設もありますし、砕く施設もありますので、なるべく減容化して、燃やせるものは燃やし、細くなるものは砕くと。ですが、燃やしてしまうと、一番怖いのがダイオキシンでございませう。埋め立てにするようなプラスチックは燃えますが、有害なものを出すというものの中にはあります。そういったものは、前にも増して、埋立をするようにさせていただいております。

それから焼却できるものは現在、以前に増して延命化を図るために焼却し、なるべく埋立しなくていいものは埋め立てしない。それから今日ご案内したかった施設の中には、プラスチックのリサイクル施設もあります。リサイクルできるものは、よりリサイクルして埋め立ての延命化に繋げて参りたい。特にプラスチックは、どうしても焼却するとよくないので、埋立させていただいております。それから、プラスチックとしてリサイクルできそうだけれども、がれきと同化してしまっているもの。いわゆる複合物のような廃棄物があります。物も多様化するとごみも多様化しまして、そういったものについてはナイロンのようなだけれど、石がついているというようなものもあります。いずれにしても、延命化に繋がるよう、頑張って参ります。それから、我々が考えていて今日の議題には関係ないんですが、安定型がなかなか県内にはないので、より延命化に繋がるように、埋立ての中に砕けるものがないわけではないので、細かく砕けるような粉砕機みみたいなものは、今後検討していきたいと思っております。

【委員】

前回プラスチックの分別してるところを見せていただいたときに、プラスチックの袋に、アルミ缶やスチールのもの、ひも状のものが入っているのを結構見かけて、そ

れを出す作業を見たときに、一般市民の方にもこれをある程度周知していただいて、「プラスチックにはプラスチックのもの。それ以外のものを入れると手間がかかる」ということを知っていただきたい。今回そこを見れませんでした、やはりあの辺のところは大変だと思う。それでいながら、埋立のところたくさん汚れたプラスチックがあったものだから、やはりこれからどんだんごみが増えてくる。何とかかさを減らしてその処分場の寿命を長くもたせるようにしていくのはやはり、住んでる者の責務だと思ったりします。

黒いヒューム管やブルーシートみたいなものは、多分大きなパックに入ってきて、そのまま入れられてしまっているのかもしれない。

何とかならないかなと思いますが、確かに分別に人手をかければ、そのほかの作業などに対してまた人手がかかる。そういったところを考えていかなければいけないと思います。すぐに処分場は埋まってしまうから気をつけなければいけないと思います。

【会 長】

ありがとうございます。今言われたところは、市民の一般市民の我々の責務でもあるかと思います。市で広報されてますけどまたお願いしたいかと思います。よろしくお願ひいたします。

【委 員】

県外産業廃棄物についてです。近年とても災害が多く、災害がない年はないです。その時報道される大変な思いをされている皆さんの映像と災害ごみの映像を見ると、どこへ行くんだろうと思っていました。この産業廃棄物について長野県と排出者にて事前協議となっていますが、こういうものは、搬入される地元例えば、中野市なら中野市に連絡はないものですか。

【事 務 局】

産業廃棄物は法律で定められたものがそれにあたり、一般廃棄物はそれ以外であります。産業廃棄物につきましては、行き先等は県が責任持って、一般廃棄物につきましては、市町村で責任を持って処理するという決まりがございます。

そのようなことがありますので、業者さんと県で協議いただくということになっております。

【事 業 者】

令和元年の台風もありましたけれども、災害廃棄物は一般廃棄物に該当しますので、私どもに、もしごみが入ったとするならば、中野市も把握できます。それから今回一番下に少し載せているのは、大きく分けると産業廃棄物と一般廃棄物。工場から出てくるものと皆さんが出すもので大きく分かれおり、産業廃棄物の責任は工場から出す者に責任があり市町村というよりも長野県と、出す排出事業所、これが一番の責任になりますので、補足させていただきました。

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは他に、ありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

安定型の図面についてお聞きします。四方を囲うんですか三方を囲うんですか。

【事業者】

私どもの安定型は先ほどの図面で行くと、この一番下に擁壁がございますので、現状では囲うという意味では三方向になるというイメージです。

囲いについては、進入路などいろいろなものがありますので、今の段階では、この一番下の堰堤だけは、一番下で抑えていると、三方向が今空いているというイメージになります。

【委員】

コンクリートかなんかでやるんですか。

【事業者】

堰堤だけがコンクリートの擁壁です。あと三方向について、昔の話をお聞きするとここは沢だったようで、大きな沢がここにあったというような状況ですので、その両側は使わせていただき、こちらは土砂なので一本だけコンクリートにします。

【委員】

増嵩によると（現場を見ると）かなり上まで計画していました。そうすると計画の上の部分は、現状の道路や建物のあたりに影響がありますか。

【事業者】

計画の上端は、建物の上まではいきませんが、建物からは少し見えるような位置まで高さを盛り立てるようになります。道路よりも少し高くなります。

【委員】

かなりの費用がかかるんですかね。

【事業者】

安定型は、先ほど図面を出しましたが、安定勾配を上げる状況で進めておりますので、建物や道路などに影響を与える埋め方はせず、山があるというイメージで考えていただければよろしいかと思えます。埋立させていただくと、当然重量がかかるので擁壁が移動したら困ります。その計算だけは、第三者にさせています。そういう意味でも特に新しい構造物ができるというわけではないので、お金がかかるというよりは、むしろ維持管理にかかるというところでやらせていただいております。

管理型はシートを張らなければならないので、嵩上げするごとに費用はかかります。

【委員】

県内の業者が搬入するときには、運搬車自体に安定型、管理型という分け方で、運搬車が持ってくるのか、業者が持ってきたものを安定型、管理型に分けて処分するのか教えてもらいたい。

【会 長】

持ち込まれたごみについてお願いします。

【事 業 者】

ごみに一番責任を持つべきなのは、基本は排出者です。先ほど委員の方も言っておられましたが、分別しなければいけないのは排出業者。したがって現行の廃掃法では、産業廃棄物については、ごみを出す際には必ずどんなごみがどれだけの量で、誰が運んでどこへもっていくということを全部記載しなければならない「マニフェスト」という制度があります。

私ども受け入れ側の事務所として見ると、お持ち込みいただいた際にマニフェストを常に携行してきますので、焼却物、安定型、管理型など、事前に連絡が来る場合もありますし、車で見たマニフェストを見て判断するまで処理はしませんので、マニフェストで必ず管理ができる形になっております。その中で、特に安定型は入れていいものと悪いものがあります。怪しい業者も中にはいないこともないので、その際は、事前に現場に従業員がいますので、開けさせて中を見ます。また、燃えるものは絶対入ってはいけないので、燃えるものが入っている場合、持ち帰らせるのは代表者の役になっていきます。一つはマニフェストで管理。もう一つは、目視でまずいいものについては、展開した時に確認するというように、二重で確認しております。

【委 員】

持ち帰らせたものは、年に何回かあるということでもいいですか。

【事 業 者】

持ち帰りはゼロではないです。これは私どもがどうこうではなく、排出業者の意識が余りにも足りない。ごみは、まず出さないというのが基本ですね、その次に出す人たちがどういったもので、誰にお願いするんだと、本来ごみというのは自分で処理しなければならないものです。そういった意味では我々処理業者も大事ですけども、排出業者の責任というのは、本当に重たいというのが現状の法律になっていまして、持ち帰らせるようなものを持ってきたら、我々は平気で「持って帰りなさい」と言うことができます。そのような状況はたまにあります。

また、その場合は返してその人からはもう、搬入されては困るということで1、2か月受け入れないということをやっております。このごみ扱いも、埋めるのが25センチ以内と決まっていますので、変なものが入らないようにチェックは書類と目視で適切に行っておりますので、ご安心いただいてもいい気がします。

【委 員】

非常に誠意というか丁寧な説明で、私も納得しましたが、直近に25日26日と、地元の説明会があったようですがその時は別段、何ら問題はなかったですか。

【事 業 者】

あったことは、なぜここで60万^m埋めてるのに7万^mの変更なのか。どうせなら

もっと大きな計画でやらないのかという質問はありました。

それから、井戸の件もありました。この2点です。

井戸は、もっと計測してはどうかということでした。

今回の説明会、2日に渡ってお忙しいのに参加いただき、両日で延べ93名の方に説明を聞いていただきましたが、本当によくこの話を聞いていただいて、ともに勉強するようないい会議でした。質問は先ほど副社長が言った通り、井戸がトータルで何個あるのか。これが一番処分場の施設に関連した部分の話でした。

あとは地元の方々が、ある程度我々行っていることを、ご理解いただいているかなというような、非常に有効的な場でした。

この説明会の議事録は、私どもの説明や質問の内容を含めて、議事録として残してあります。これにつきましても長野県の方に出すようになっていきますので、どのような意見、どのような話があったかということについては、ご連絡をいただければご説明したいと思います。

【委員】

現場でもお聞きしましたが、当然計画通り作っていると思うので間違いはないと思いますが、そのあとの管理ですね。豪雨や災害、あるいは地震。おそらく今は副社長や常務がいらっしゃるので問題はないと思いますが、見回りをするとか、職員の出動体制だとか、対応マニュアルみたいなものを作られていますか。

【会長】

災害を予測したマニュアルは、あるのでしょうかという質問です。

【事業者】

災害に対するものや災害が起こってしまった場合に、それに対する緊急時、異常時のマニュアルにつきましては、私どもは以前ISOをやっていた関係もありまして、書類はまとめております。

最終処分場の場合には、まず水が重要です。あとはあれだけのこともさせていたでいますので、廃棄物の流出ということがありえますが、現状ではあれだけの地震があっても発生しませんでした。ただ、水だけは自分で管理しなければいけないので、特に、人間の力以外で行う機械の力に頼っているところ、これにつきましては、非常時のマニュアルがあります。

【会長】

ありがとうございました。

最初に2011年の話題がありましたけれども、まさに予測以上に、津波が来てるということで、要望だと思いますが、水だけじゃなくてということで、また広げていただければ、よろしく願います。

他にはございますでしょうか。

だいぶご意見を出していただきました。先へ進めさせていただいてよろしいでしょ

うか。では、他にないようであれば、事業者様ありがとうございました。

～事業者退室～

それでは他に事務局からあればお願いします。

【事務局】

先ほど、冒頭でいただいた意見の件ですが、今の計画について、審議会の意見をまとめて市長意見として付したいと思っております。今回意見をまとめる参考になればと思い、前回審議会の意見聴取長意見を受けた次第でございます。そのため問題等なければ、審議会からは前回の審議会意見の変更や書き足すことなどがあれば、ご意見をいただければと思います。この場で意見がまとまれば、その意見で進めたいと思っておりますが、まとまらなければまた会長副会長とお話をして、市長意見として付したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【会長】

それでは審議会意見を見ていただいて、御意見等よろしく願いいたします。

【委員】

今日も何人の方からか意見が出ましたが、異常気象がやはり、年々激しくなってきたので、どこまで予測するかは難しいけれど、「異常気象を考慮した対策を取ってください。」というのをどこかに入れておいて欲しいと思います。

【会長】

ありがとうございます。異常気象についての対策ということです。

【事務局】

2番に土砂災害等がありますので、ここに異常気象のことを盛り込んできます。それでよろしいでしょうか。

【会長】

2番に、土砂災害等ということで書いてありますが、さらに異常気象について加えるということで提案ありました。よろしいでしょうか。

そういうことですので、お願いいたします。

【事務局】

先ほど冒頭の御質問の中で、字句が違って出ているという部分があったので、今回は、前回の意見を尊重しながらやっていく形でよろしいでしょうか。

【会長】

文書について、変更はやはり提案をしてもらいたい。先ほど言われたとおり、何のための会議かわからなくなってしまいますので。

【事務局】

先ほどの委員さんのご意見では、1番の内容が言い換えられているという部分ございましたので、やはり細かく、言ってるのがいいというご意見だったと思います。その点につきまして、水関係の処理等にも書いてございます。また、これが市長意見に

なりますと、生活環境の保全に支障を来すことがないようにという大まかにまとめてありますが、前回の審議会意見を基に考えていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

【会 長】

今提案されたことは、すごく大切だと思います。ぜひそのようにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。皆さんもよろしいですか。

会議資料や各種説明等を踏まえて、事業計画について、中野市環境審議会としてのご意見をお願いいたします。

【事務局】

それでは先ほどお話しした通り、26年1月に付した審議会意見、これをもとに、一番は同じ文言。2番につきましては異常気象や土砂災害等、災害発生の恐れがあるときは、未然に防止するための措置を講じるとともに、他に被害を起ささないよう努めると。3番も同じ文言。よろしければ、その意見で、行きたいと思えます。

まだ県に対して、出す時間は多少ありますので、意見はまとめて、皆様にお送りしたいと思います。その上で意見がまだ、あるようでしたら、ご連絡いただければ、対応していきたいと思えますので、よろしいでしょうか。

皆様にお出しする前に正副会長さんとちょっと確認していただきまして、最終案文を考えてまいりたいと思えますのでよろしくお願ひします。

【会 長】

それでは本日いただいたご意見を事務局でまとめていただき、私と副会長が最終確認をするということで、ありますので、よろしいでしょうか。

異議がないようですので市長に提出する意見は、私と副会長が最終確認することになります。

以上をもちまして、会議事項を終わらせていただきます。長時間、ご審議ご協力大変ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。会長会議の進行大変ありがとうございました。

それでは皆様からその他について何かありましたらお願いいたします。

【委 員】

砒素の土の話は怎么样了のか。

【事務局】

この間の6月議会の一般質問で、市会議員の質問もありましたが、砒素の残土が今、旧中野高校の跡地に盛られているということで、担当課の方で今後、7月中には地元説明会を行いたいということでのようです。地元の方や議会、市民の皆さまに、それぞれどういう処理をし、どこへ持っていくかなど詳細な内容は、今後説明していくと理解しております。

新庁舎を建設したときに、地下から出た残土とといいますか、土でございますので、担当課では、最初の考えは、新庁舎建設地に市民会館取り壊すと、地下が空洞ですからそこへ埋められるという考えがあったものですから、旧中野高校跡地に置いてあるという形になってございます。

市民会館の方はリノベーション、改築という形になりましたので、埋められる土はないという形になりましたので、担当課の方で庁舎建設の附属のものという形で処理を考えているところでございます。

【委員】

それについて環境課は関係しなくてよいのか。

【事務局】

環境問題というのがありますが、市役所の建設時に出た残土という意味合いで、担当課が管理していますが、全庁的に協議していく話ですので、その時に環境課も関わる部分があります。

【委員】

ちょっと見方変えて、どこかの業者が砒素を含む土をまとめて積み置きしてあると考えたときに、環境課は関係ないのか。

【事務局】

そういう場合は不法投棄ですので、実際に環境課が指導します。

【委員】

管理監督は環境課が主としてやらなければいけないと思う。

【事務局】

承知しました。その辺はまた考えます。

【委員】

外部から見たら、誰がやろうと同じように指導するというふうにしてもらいたい。今回は、どこが担当だ、どこが処理するかイニシアティブをとるとかではなく、本来はどうなるのかを外さないようにしておいてもらわないと次の時に困る。

「私たちが勝手にどこかへ持って行って処分します。」では、それがどこかわからなくて、最後は処分場に埋められていたが、わかりませんでしたでは意味がない。

【事務局】

その辺は注視して見ていき、不明にならないようにしていきます。

【委員】

主体的にやってください。注視って横から見るのではなく、環境課としてこういうものはどうすべきなのかということをしっかり示してください。

【事務局】

わかりました。他にご意見ございますでしょうか。

【委員】

中野市が関係する地域に、今後処分場は決して許可しないような形で、お願いしますというのが、私の意見というか、要望です。

要は、一度ごみ処分場設置が決定して、その規模が拡大していく。処分場がつくられた時の会社が、未来永劫ずっと続いて管理してくれるのならともかく、途中で経済環境が変わって、会社が倒産してしまっても、ごみだけは残る。そして下流の人たちは、それによって迷惑をこうむることがないようにしてもらいたい。事業者さんが5年ごとに規模を拡大しているのも、経済的に見てこの会社がもってもらわないと、検査も管理も行き届かなくなってしまう。そういうことがわかってるから、大きく大きく、処分場を広くしても、もしあの会社がつぶれてしまったら、この事業が終わってしまったら、あの処分場を管理する人が誰もいなくなるから、まあまあしょうがないというのが結構ある。それが、新たに中野市が関係する地域に作られると、本当に未来永劫困ることになるので、新しい処分場は建設しないでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

【委員】

今の意見に反対があって、エネルギーなどは自給自足するというのが一番だと思うんです。自分が使うエネルギーは自分のところで調達する。ごみも同様です。

自分の地域で出したごみを自分の地域で処分するのは当たり前で、ごみ処分の部門などで、「自分のところで出たごみはきっちり処分します。その代わりに、外部から受け入れできません。」というのがこれから必要になってくるのではないかと思います。そうでなければ「自分ところに処理場は作らせないが、自分の地域で出たごみはどこかへ持って行って処理してください。」といっても虫のいい話で、いつかそういう時代になるのではないかと思います。

先ほどおっしゃったように、まず出す量を少なくするのが第一で、出たごみはどうやって自分たちで処理するのかということを実際に考えていかないと、まずいのではないかと私は思います。

【事務局】

それぞれご意見をいただきました。事務局の方として、今後それぞれの意見について考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

他にございますでしょうか。

大変長時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第1回中野市環境審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。